

# 監査報告書

2009年5月28日

学校法人明治大学  
評議員会 御中

学校法人明治大学

監事 西崎 誠次郎

監事 兒玉 圭司

監事 熊崎 勝彦

我々は、学校法人明治大学（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第15条の定めに基づいて、2008年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）における同法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会その他重要な会議に出席するほか、財産目録、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、事業報告書の精査並びに重要な決裁書類等の閲覧などを行いました。

財産の状況については、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく公認会計士監査に依拠し、その実施状況を検討、併せて監査結果についての意見を聴取いたしました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務並びに財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上